

令和8年度
乳幼児家庭外出支援事業

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金

〈手引き〉



京都府健康福祉部 こども・子育て総合支援室

1 事業概要

(1) 事業趣旨

「子育て環境日本一・京都」の実現に向け、公共施設や道の駅、公共交通機関の駅等の子育て世帯の利用が多い施設へのベビーケアルームの設置を促進し、物価高騰下においても、子育て世帯が安心して外出できる環境を整備する。

(2) 補助対象事業

府民等が利用する府内の施設において、施設利用者向けにベビーケアルームを設置する事業が補助対象であり、ベビーケアルーム及び設置する施設の条件は以下のとおり。

<ベビーケアルーム>

- ① 授乳や搾乳、おむつ替え等ができ、利用者が個室として使用できる空間を有する施設であること
- ② 置き型の設置又は施設改修等工事による新設又は増設であること
- ③ 少なくとも前面に「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」のラッピングを施すこと
- ④ ①について、日本語・英語等で前面に表示すること

※「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」

公共の場で泣き始めた赤ちゃんを、懸命に泣き止ませようと焦るママの姿をきっかけに始まった取り組みで、周囲が「焦らなくても大丈夫」「泣いても気にしませんよ」という受容の気持ちをステッカー等で見える化することでママ・パパを優しく見守り、子育てにあたたかな風土づくりを進めています。

※ラッピング

置き型のベビーケアルームについては、共通のラッピングデザインを提供。その他、新設・増設の場合は、利用可能なラッピングデザインを提供

<設置する施設>

授乳室等が未設置（又は足りていない施設）で、子育て世帯が多く利用することが想定される施設

<例示>

- ① 市町村立施設を含む公共施設（図書館、文化施設、公園等）及び道の駅等の関連施設
- ② 民間施設（公共交通機関、商業施設、その他子育て世帯が集まる施設）

(3) 事業実施期間

交付決定日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 補助対象者

府民等が利用する府内の施設において、施設利用者向けにベビーケアルームを設置する市町村、法人又は団体等

※その他補助対象者の要件については、京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金交付要綱を確認すること。

(5) 補助要件

- ① 子育て世帯の利用が多い施設に設置すること。
- ② 施設管理者の目が届く場所等、防犯上の配慮が可能な場所に設置すること。
- ③ 日常的な清掃やメンテナンス等を行い、利用者が安心して利用できる衛生的な環境を維持すること。
- ④ ベビーケアルームを設置した施設は、子育てにやさしい取組を進めている施設として「キッズフレンドリー施設」に登録すること。

(6) 補助対象経費

① 置き型ベビーケアルームを設置する場合

- ・ベビーケアルーム本体（「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」ラッピング費用含む）
- ・ベビーケアルーム内のソファ等必要と認められる備品
- ・送料、組立・設置費
- ・設置・稼働のために必要な電気工事費
- ・モニター、インターホン等の設備や消火設備など、ベビーケアルームの安全管理対策に必要と認められる経費

② 施設改修等工事による新たなベビーケアルームを整備する場合

- ・新たにベビーケアルームを整備するための施設改修等工事費（「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」ラッピング費用含む）
- ・ベビーケアルーム内のミルク用給湯設備やソファ等必要と認められる整備及び備品
- ・設置・稼働のために必要な電気工事
- ・モニター、インターホン等の設備や消火設備など、ベビーケアルームの安全管理対策に必要と認められる経費

<対象外経費（①、②共通）>

- ・ランニングコスト（電気代や清掃等に係る費用）
- ・発電機の購入
- ・消耗品等（おしりふき、使い捨てチェアカバー等）の購入
- ・既存の授乳室の改修費
- ・設置後修繕・メンテナンス等が必要となった場合の修繕費 等

(7) 補助限度額

1施設あたり400万円。ただし、屋外型のベビーケアルームを設置する場合は1施設あたり450万円。

<例示>

- ・施設の屋内に200万円の置き型ベビーケアルームを設置するとともに、同じ施設の和室を改修して新たに200万円で授乳室を整備
→ 1施設として両方申請可。

(ただし、採択を保証するものではない。補助限度額は合計 400 万円まで)

(8) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に 10 分の 10 を乗じた額 (1,000 円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる) と (7) の補助限度額を比較して、いずれか少ない額とする。

2 事前協議

交付申請を希望する場合は、事前協議書を提出すること。事前協議は、市町村、法人又は団体単位とする。(交付申請書及び実績報告書等も同様)

(1) 事前協議提出書類 (様式は京都府 HP からダウンロードしてください)

- ① 事前協議書
- ② 設置計画書 (別紙 1)
- ③ 所要額調書 (別紙 2)
- ④ 見積書 (写し)
- ⑤ 設置するベビーケアルームのカタログ、図面等
ただし、P6「ベビーケアルームのタイプ (例示)」㉠～㉤に該当する場合は添付不要、

㉥

の場合は工事前図面等を含め、工事内容がわかるもの

- ⑥ 設置場所がわかる図面
- ⑦ その他参考となる書類

(2) 提出期間

令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 6 月 10 日 (水) 17 時

(3) 提出方法

郵送、持参又はメール (郵送の場合は、6 月 10 日 (水) 消印有効)

※提出先は P5 の【書類提出先】のとおり

※メールで提出する場合は件名に以下のとおり記載してください。

「【法人名等】 ㉠ベビーケアルーム設置促進事業補助金事前協議」

(4) 対象事業の採択に係る選定基準・選定方法

府が設置する選定委員会において、授乳室等が未設置の施設を優先し、子育て世帯の利用者数、公共性、公益性、府内全体の地域バランス、継続性等を勘案し、予算の範囲内で、採択する事業を選定する。

(5) 内示

選定委員会での選定後、結果を文書にて通知する。選定された場合は、この通知をもって内示とする。(選定されなかった場合も通知する。)

3 交付申請

交付申請は、内示を受けた市町村、法人又は団体に限る。なお、内示を受けた内容を変更することは、原則できないため、留意すること。

交付申請提出書類（様式は京都府 HP に掲載）

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 設置計画書（別紙1）
- ③ 所要額調書（別紙2）
- ④ 口座振替依頼書
- ⑤ 収支予算書
- ⑥ 必要に応じ事前着手届

※ 提出期限等は別途通知

4 補助事業の事前着手

事業着手は交付決定後を原則とするが、「事前着手届」の提出により、令和8年4月1日以降の着手が可能。ただし、内示前に事前着手されても交付を保証するものではないことに留意いただきたい。

5 事業計画の変更等

交付申請後、以下の場合、手続きが必要。（必ず京都府の担当者宛て事前相談の上、必要書類を郵送又は持参により提出すること。）

- (1) 事業計画の変更（第2号様式）
- (2) 事業の中止、廃止（第3号様式）
- (3) 事業の遅延（第4号様式）

6 実績報告

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月10日（水）のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

※提出書類については、別途通知

7 補助金の額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに補助金の交付を行う。

8 設置効果の報告

事業完了後、ベビーケアルーム設置の効果を検証するために、実績報告書とは別に設置効果報告書（利用人数の把握等）を提出すること。

<提出期限>

- ・ 1回目 令和9年4月9日（金）
- ・ 2回目 令和10年4月10日（月）

なお、Trim社製のmamaroを設置された場合は、利用状況をデータで取得する機能を有することから、設置者においてとTrim社との契約時に利用データをTrim社から京都府へ共有することについて同意いただくことにより、上記設置効果報告書の提出を省略することができる。

また、設置効果報告書については、内容を公表する可能性があることに留意いただきたい。

9 今後のスケジュール

スケジュール (予定)	概要	備考
令和8年4月1日(水)～6月10日(水)	公募、事前協議	事業者→府
令和8年6月	選定委員会による選定	
令和8年7月初旬	内示	府→事業者
令和8年7月下旬	交付申請	事業者→府
令和8年8月～	交付決定 事業の実施(交付決定後)	府→事業者 事業者
令和9年1月29日(金)まで	事業の完了	事業者
令和9年2月10日(水)まで	実績報告書の提出	事業者→府
令和9年3月末	補助金額の確定、交付	府→事業者
令和9年4月9日(金)まで	設置効果報告書	事業者→府

10 注意事項等

- ① 他の補助金、助成金との併用不可。
- ② この補助金により設置したベビーケアルーム(設備及び備品含む)については転売を禁止。
- ③ この補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するものであり、本事業により設置、整備したベビーケアルームの処分や目的外使用については、耐用年数等も考慮し、充分注意すること。
- ④ 本事業により設置したベビーケアルームについては、府の子育て応援パスポートサイト「まもっぷ」のほか、各種広報媒体により広く周知予定。

【書類提出先】

京都府 健康福祉部 こども・子育て総合支援室 子育て環境推進係
 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 電話：075-414-4651 E-mail：kodomo@pref.kyoto.lg.jp

ベビーケアルームのタイプ（例示）

（別紙）

タイプ	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
製品名	mamaro	mamaro solana	Pa・O Baby	miruru	その他	新たなベビーケアルームの整備
設置対象施設	屋内	屋外	屋内	屋内		
価格(税込)	3,190,000円	3,520,000円	1,590,000円	2,560,000円	㉗～㉛以外の置き型ベビーケアルームの設置	施設改修等工事による新たなベビーケアルームの整備
配送・設置費(税込)	258,000円～	300,000円～	250,000円～	300,000円～		
外寸	W1,805× D912×H2,006	W2,100 × 1,314 × H2,226	W1,800× D1200×H2,018	W1,500× L1,059×H2,139		
重量	394kg	280kg	140kg	250kg		
電源	要	要	要	要		
移設の可否	○(キャスター付き)	○(キャスター付き)	×(組立式)	○(キャスター付き)		
利用人数	1人	1人	1人	1人		
換気扇	換気扇兼送風機	換気扇・エアコン	換気扇	換気扇(サーキュレーター)		
内側からの施錠	○	○	○	○		
納期	1ヶ月程度	1ヶ月程度	1ヶ月程度	1ヶ月程度		
会社名	Trim(株)		タック販売(株)	(株)MISTRAL		
住所	神奈川県横浜市中区諏訪町16		名古屋市中区正木4丁目11番19号	埼玉県三郷市早稲田1-16-2		
担当者	高木 優子		前田 泰男	【販売代理店:大和中央製薬】 和田 多恵子		
電話番号	050-5471-9174		090-3252-6224	0744-22-2043		
メール	yuko.takagi@trim-inc.com		maeda@tac-group.co.jp	yamatochousei@ybb.ne.jp		
参考URL	https://trim-inc.com/products/mamaro/		https://tac-pao.com/product/baby/	https://mistral-corp.jp/product/miruru/m-feature/		
府内導入実績	府内19施設に設置		府内設置なし	府内1施設に設置		

- 注 1 価格：㉗～㉛については、ソファなどのベビーケアルームに必要な備品やラッピング費用を含んでいます。詳細は各担当者にお問合せください。
- 2 配送設置費は、京都市内を想定していますので、詳細は各担当者にお問合せ下さい。
- 3 ㉗から㉛のベビーケアルームはあくまで例示であり、他の製品を選択いただくことも可能です。

「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」ラッピングについて

「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」のラッピングを施したベビーケアルームを府内全域に設置することにより子育て世帯をあたたく見守る気運の醸成を併せて実施したいと考えており、ラッピングを条件とする。

前面ラッピング	ドアラッピング	ポイントラッピング
		

- 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」のラッピングは、前面ラッピング、ドアラッピング、ポイントラッピングの3種類を用意。(写真はイメージ)
- 手引き6ページの(別紙)「ベビーケアルームのタイプ(例示)」㊦から㊧のベビーケアルームに合わせたラッピングの一覧はHPに掲載。
(https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/news/documents/wrapping_ichiran.pdf)
- 設置者(申請者)は、ラッピングを選択し、事前協議書を提出。内示後、京都府が事業者デザインを提供し、事業者が施工。
- 手引き6ページの(別紙)「ベビーケアルームのタイプ(例示)」㊦から㊧以外を選択の場合は、内示後、事前相談の上、ベビーケアルームに合わせたデザインを提供予定。
- デザインについては、現在は、「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」に合わせて青色をベースにしているが、設置場所等に合わせて色目を変更する等の事前相談していただくことは可能。

第1号様式

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金交付申請書

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円 (1,000円未満切捨て)
(別紙2 所要額調書 (F) と同額)

2 添付書類

- (1) 設置計画書(別紙1)
- (2) 所要額調書(別紙2)
- (3) 口座振替依頼書
- (4) 収支予算書
- (5) 事前着手届

別紙1, 2は事前協議書と同じ

第2号様式

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定の
あつた上記補助事業を下記のとおり変更したいので、京都府ベビーケアルーム
設置促進事業補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 変更の理由

- 2 変更の内容

- 3 変更する時期

注 設置計画書又は所要額調書の内容を変更する場合は、変更後の内容を記載した設置計画書又は所要額調書を添付してください。

第3号様式

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府ベビーケアルーム設置促進事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定の
あつた上記補助事業を中止(廃止)したいので、京都府ベビーケアルーム設置促
進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の時期

第4号様式

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府ベビーケアルーム設置促進事業遅延等報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業の遅延等について、京都府ベビーケアルーム設置促進事業交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 その他(補助事業の遂行及び完了の予定等)

第5号様式

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業について、京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	円
補助金精算額	円

2 添付書類

- (1) 所要額精算調書(別紙)
- (2) 経費の支払を確認することができる資料(領収書(写し))
- (3) 設置したベビーケアルームの状況を確認することができる資料
- (4) 収支決算(見込)書抄本
- (5) その他知事が必要と認める資料

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金に係る消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助
事業について、 年度消費税及び地方消費税が額が確定しましたので、京都府ベビー
ケアルーム設置促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (知事が確定通知書により通知した額) 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
れ控除額 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2) 円

第7号様式

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金に係る取得財産
処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあつた上記補助事業に関し、下記のとおり財産を処分したいので、京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

第8号様式

取得財産管理台帳

区分 財産名	製品名	数量	単価	金額	取得年月日	保管又は設置場所	備考
			円	円			
			円	円			
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には、区分して記載してください。